

伊勢崎市監査委員告示第 3 号

公 表 書

令和 2 年度定期監査を執行したので、地方自治法第 199 条第 9 項及び第 10 項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 29 日

| | | | |
|----------|---|---|-----|
| 伊勢崎市監査委員 | 光 | 山 | 喜一郎 |
| 同 | 高 | 田 | 嘉郎 |
| 同 | 鈴 | 木 | 良尚 |

記

1 定期監査報告書

総務部・企画部・財政部・健康推進部・都市計画部・消防本部・会計課・議会事務局・選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会・農業委員会事務局・公平委員会・教育部（学校教育施設除く）

令和 2 年度定期監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和 2 年 3 月 1 2 日監査委員訓令甲第 1 号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査及び行政監査

3 監査の日程及び対象

令和 3 年 1 月 7 日（木）

○消防本部

玉村消防署・境消防署・東消防署・赤堀消防署・西分署・南分署・北分署・伊勢崎消防署・指揮調査課・通信指令課・警防課・予防課・総務課

令和 3 年 1 月 1 2 日（火）

○教育委員会教育部

南公民館・生涯学習課・図書館課・学校教育課・教育施設課

令和 3 年 1 月 1 3 日（水）

○教育委員会教育部

第二学校給食調理場・健康給食課・赤堀歴史民俗資料館・文化財保護課・総務課

令和 3 年 2 月 3 日（水）

○会計課

○議会事務局

議事調査課・庶務課

○財政部

収納課・資産税課・市民税課・契約検査課・財政課

○固定資産評価審査委員会

令和3年2月4日（木）

○総務部

秘書課・安心安全課・職員課・管財課・行政課・総務課

○公平委員会

○選挙管理委員会

選挙課

令和3年2月8日（月）

○企画部

広報課・情報政策課・事務管理課・企画調整課

○農業委員会

農業委員会事務局

令和3年3月8日（月）

○都市計画部

市街地整備課・都市開発課・区画整理課・公園緑地課・都市計画課

○健康推進部

年金医療課・国民健康保険課・赤堀運動施設管理事務所・華蔵寺公園運動施設管理事務所・スポーツ振興課・赤堀保健福祉センター・健康管理センター・健康づくり課

4 監査の着眼点

令和2年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全であるか。

5 監査の実施内容

（1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 予算の執行状況について

イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について

エ 契約関係について

オ 物品及び薬品等の出納、管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、対象各課の予備監査結果と提出書類に基づき質疑応答形式で実施した。また、コロナ禍に於ける感染拡大防止を考慮して、施設及び設備の管理については、質疑応答形式にて監査した。

6 監査の結果

[総括]

財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

指摘改善事項では、健康推進部スポーツ振興課華蔵寺公園運動施設管理事務所で、歳入関係において、施設使用料が誤って算出されているものがあった。徴収した施設使用料の金額の相違は、市民の行政に対する信頼を損なうおそれがあることから、再発防止に向けて、組織的なチェック体制の再検討を図られたい。

予備監査の結果を含めた各部局等の事務改善事項については、本監査において、部長等に対し口頭で指摘するとともに各所属長から、その対応状況等を聴取した。

[個別事項]

予備監査の結果を含めた事務改善事項で多く見受けられたものは、契約関係において、契約書や提出書類の決裁者に誤りがあったもの、請書や契

約書の約款がなかったものや、約款が相違していたもの、主任技術者または主任担当者選任通知書や監督職員指定通知書がなかったもの、仕様書で求めている書類等が未提出だったものがあった。決裁の重要性を再認識すると共にチェック体制の充実と適正な事務処理を望むものである。

各部局等における主な事務改善事項は次のとおりである。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

(1) 総務部

物品関係において、設計書の設計額に誤りがあったもの、委託関係において、工程表の実施回数が設計書、仕様書の回数と相違していたもの、実績報告書で履行確認ができない箇所があった。また、歳出関係において、支出負担行為書の起票日に誤りがあった。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(2) 企画部

委託関係において、設計内訳書の設計額に計算誤りがあったもの、見積合せ調書の見積合せ執行担当者が誤っていたものがあった。適正な事務処理を望むものである。

(3) 財政部

借上関係において、予算執行伺の予定金額と設計金額が相違していたもの、委託関係において、見積合せ調書が代決だったものがあった。適正な事務処理を望むものである。

(4) 健康推進部

歳入関係において、行政財産目的外使用で、光熱水費の負担を求めていなかったもの、施設利用許可申請書が使用実態と相違していたものがあった。また、切手受払簿において、差引に計算誤りがあったもの、委託関係において、年度事業計画書が、指定管理に伴う基本協定締結前に収受及び決裁されていたもの、実施伺がなく契約されていたもの、委託業務実施箇所数が設計書及び仕様書と相違していたものがあった。物品関係において、

随意契約理由書がなかったもの、契約関係において、契約時に支出負担行為書が未作成だったものがあった。組織的なチェック体制の充実強化を図り、再発防止に向けた慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

(5) 都市計画部

賃貸借関係において、実施伺がなく契約していたもの、委託関係において、委託内容と異なる作業実績があった。適正な事務処理を望むものである。

(6) 消防本部

サービス関係において、被服貸与受払簿の残高が不整合だったもの、薬品管理台帳において、入庫記録がなかったものや、記載数量に誤りがあったもの、物品関係において、カウント料の単価契約期間が5年間のものがあった。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

(7) 会計課

特になし

(8) 議会事務局

特になし

(9) 選挙管理委員会事務局

特になし

(10) 固定資産評価審査委員会

特になし

(11) 農業委員会事務局

委託関係において、契約時に支出負担行為書が未作成だったものがあった。適正な事務処理を望むものである。

(12) 公平委員会

特になし

(13) 教育部

修繕関係において、設計書の数量に記載誤りがあったもの、検査調書の決裁日に誤りがあったもの、委託関係において、予算執行伺に添付する設

計書の金額単価が未記入だったもの、請書の契約日と決裁日が相違していたもの、長期契約継続で今年度提出された工程表が未決裁だったものがあった。また、工事関係において、労働保険加入報告書及び退職金共済組合証紙報告書が提出期限を過ぎて提出されていたものがあった。チェック体制の充実と、慎重かつ適正な事務処理を望むものである。